

二本松市公共工事コスト縮減行動計画

平成 1 8 年 1 0 月

二 本 松 市

目 次

第1章 基本的考え方

1. 本行動計画の位置づけ及び考え方・・・ (P1)
2. 行動計画の対象・・・ (P1)
3. 目標・・・ (P1)
4. フォローアップ・・・ (P1)
 - (1) 実施方法
 - (2) 実施内容
 - (3) 行動計画の見直し

第2章 具体的措置

1. 具体的施策の実施に当たっての基本的視点・・・ (P2)
 - (1) 総合的なコスト削減の必要性
 - (2) 広範な取組みの必要性
2. 具体的施策の実施に当たっての留意点・・・ (P3)
 - (1) 機能・品質の確保
 - (2) 不当なしわ寄せの防止
 - (3) 不正行為の防止
 - (4) 地産地消と地域特性に対する配慮
 - (5) ユニバーサルデザインと自然環境への配慮
3. 具体的施策・・・ (P4)
 - (1) 工事コストの低減・・・ (P4)
 - (2) 工事の時間的コストの低減・・・ (P6)
 - (3) 施設の品質の向上によるライフサイクルコスト等の低減・・・ (P6)
 - (4) 工事における社会的コストの低減・・・ (P7)
 - (5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減・・・ (P7)
 - (6) 事業の迅速化・・・ (P8)
 - (7) 調達の最適化・・・ (P8)

別 紙

- ・ 具体的取り組み（手法）内容

様式一 1

- ・ コスト削減チェックリスト

第1章 基本的考え方

1. 行動計画の位置づけ及び考え方

公共事業については、厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し社会資本整備を着実に進めるため、危機意識を持って全庁的な連携の下に公共工事のコスト縮減を図る必要があるため「二本松市公共工事コスト縮減行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定する。

これにより、設計から施工までの各段階において、コスト縮減対策を検討し、技術開発や施工における提案など民間企業の主体的な取組みを含めて官民一体となって公共工事のコスト縮減を実施していくこととする。

また、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直し、「事業の迅速化」、「調達の最適化」に努めるものとする。

なお、本市における工事規模や件数を考慮し、国・県に追従することなく身の丈に合った縮減策とし、行動計画の期間は平成20年度末とする。

2. 行動計画の対象

行動計画は、計画・設計を含めた工事に関するコスト縮減を対象とする。

なお、用地・補償費は本計画の対象としないが、用地取得についても今後とも計画を策定し円滑に推進することとし、これによる事業効果の早期発現等のコスト縮減効果等については行動計画の対象とする。

3. 目標

個別工事費毎に金額ベースで把握できるものについては、平成18年度時点の標準的な工法・仕様・規格等を基準として、総合コスト縮減率を平成20年度に15%とする。

上記以外のものについても積極的に可能な限り施策の推進に努める。

4. フォローアップ

(1) 実施方法

行動計画の実施状況については、各関係部局において行動計画の実施状況をフォローアップし、公共工事コスト縮減対策検討委員会（以下「委員会」という。）に報告することとし、委員会において、各関係部局が実施したコスト縮減の各施策の結果の公表を行う。

(2) 実施内容

各関係部局が行うフォローアップにあたっては、本行動計画に示した各施策について、その実施状況を検証し、公共工事におけるコスト縮減の実績について評価する。

(3) 行動計画の見直し

本計画には直ちに実施できる施策のみではなく、検討、試行、関係部局等との調整を行ったうえで実施に移行する施策を含むため、今後も必要に応じて施策を追加、変更することとする。

また、社会経済情勢の変動に的確に対処しつつ、引き続き新たにコスト縮減に資する事項の調査等を進め、他自治体の動向も見ながら検討するものとする。

第2章 具体的措置

1. 具体的施策の実施に当たっての基本的な視点

(1) 総合的なコスト縮減の必要性

行動計画においては、工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を基本的な視点としつつ地域性や、自然環境への配慮等、公共工事に関する様々な要素について各種の施策を実施するものとし、これらの施策効果により公共工事に関する総合的なコスト縮減を目指す。

さらに、調達の最適化に取組み、公共事業の全てのプロセスをコストの観点から見直すこととする。

① 工事コストの低減

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化等の施策を講じることにより、工事コストの着実な低減を図る。

② 工事の時間的コストの低減

作業の省力化や新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。

③ 施設の品質の向上によるライフサイクルコスト等の低減

施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化や環境調和型への転換を進め、施設の品質の向上を図るとともに、維持管理費の低減を図るなどライフサイクルコストの低減や環境に関するコスト低減を図る。

④ 工事における社会的コストの低減

工事における建設副産物対策の推進や環境配慮対策、材料製造過程や輸送行程においてエネルギー消費の少ない地場産材の活用等による環境負荷の低減等を通じて社会的なコストの低減を図る。

⑤ 工事の効率性向上による長期的コストの低減

工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用の促進等により、工事の効率性を高めるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。

⑥ 事業の迅速化

構想段階からの合意形成手続きを導入・推進することや事業の重点化・集中化、用地補償の円滑化により、事業の迅速化を図る。

⑦ 調達の最適化

入札契約の見直しや積算の見直し等を行い、調達の最適化を図る。

(2) 広範な取組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する社会的活動であることから、公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、全庁が一体となった広範な取組みが必要である。

2. 具体的施策の実施に当たっての留意点

(1) 機能・品質の確保

公共工事のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、景観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

(2) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはならない。

(3) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠である。このため、透明性・客観性及び競争性をより高めるため企業の「評価」を適正に行う等、今後とも公共

工事の入札・契約制度の改革の一層の推進を図るとともに、公正な競争環境の整備に努め、適切な公共工事のコストを確保するものとする。

(4) 地域産材の活用と地域特性に対する配慮

地産地消の推進のため、地域産材を積極的に活用する。

また、地域特性を踏まえ、実情に応じた諸施策を実施する等、地域の特性を生かした施策の実施に努めるものとする。

(5) ユニバーサルデザインと自然環境への配慮

事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、自然環境を保全するための工法を積極的に採用し、環境に対する負荷の低減に努めるものとする。

3. 具体的施策

行動計画においては、以下の7分野について平成20年度末までに実施する。

なお、コスト縮減効果については、原則として①工事コストの縮減（規格の見直しによるものを含む）、②事業の迅速化が図られることによる便益の向上、③将来の維持管理費の縮減を評価する「総合コスト縮減率」をもって計測していくとともに、これによることが適当でない施策については、他機関の計測手法も参考に、当該施策の特性に応じ、できるだけわかりやすい指標により計測するよう努める。

(1) 工事コストの低減

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事実施段階での合理化、規制改革等のための具体的施策を充実するとともに、地場産業の育成及び地域産材の利用促進等にも配慮しつつ、工事コストを低減する。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、総合コスト縮減額を算定する。

1) 工事の計画・設計等の見直し

a. 計画手法の見直し

事業内容がその目的や効果からみて社会状況に対応した適正な計画となるよう、再評価を含め「振興計画」及び「新市建設計画」の内容検討を行う。また、自然環境や既存施設の保全、修復、活用による有効利用にも配慮しつつ、事業の効率化、低コスト化が図られ

る計画の導入に努める。

b. 設計方法の見直し

平面計画、構造計画、施工方法等について、代替案の考察により、設計段階から見直しを行うため職員間の設計提案による設計の見直し（インハウスVE）の積極的な活用を図ると共に、設計基準の弾力的な運用や地域の実情にあった規格の検討・試行を行う。

また、極力自然形態を活かした設計手法の導入により、コスト縮減を図る。

さらに、施工手間、工期、使用資材の単価及び維持管理費用等を含めた総合価格での最小化を図る設計手法の導入に努める。

c. 技術開発の推進

施工性、経済性、省資源化に優れた材料・工法等について、新技術を採用するため各種情報の収集に努めるとともに、それらの積極的な活用を図る。

コスト縮減に資する再生資源や間伐材、地元産品などについて、その活用分野の拡大を図る。

d. 積算等の合理化

積算基準の統一や市場単価方式の導入等を推進し、積算業務の効率化を図る。

2) 工事発注の効率化等

a. 公共工事の平準化

所管事業の平準化を推進するため、計画的かつ迅速な発注、適切な工期設定、債務負担行為等の活用等による円滑な事業の実施を図る。

b. 適切な発注ロットの設定

地場産業としての建設産業育成の観点から、中小建設業者等の受注機会の確保や発注対象工事の内容にも十分配慮しながら、適切な発注ロットの設定を推進する。あわせて、事業箇所の重点選別化などにより投資の重点化・効率化を図る。

c. 入札・契約制度の検討

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を採用する入札・契約方式（VE方式、総合評価方式等）など新し

い方式を適用する工事の拡大を図るとともに、さらに提案を出しやすい仕組みへの改善などを進める。また、設計面ではプロポーザル方式の適用を拡大する。

d. 諸手続の電子化等

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入等を進める。

(2) 工事の時間的コストの低減

複数工事の施工時期を合わせることや、新技術の活用による工事期間短縮などにより時間的効率性の向上を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、事業箇所数や短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測するが、規格の見直し等による事業便益の早期発現による効果等を算定することが可能な場合は総合コスト縮減額を算定する。

(3) 施設の品質の向上によるライフサイクルコスト等の低減

より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負荷の低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、転換率など施策の特性に応じた指標で計測するが、将来の維持管理費の縮減による効果を算定することができる場合については、総合コスト縮減額を算定する。

a. 施設の耐久性の向上（長寿命化）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の長寿命化を図る。

b. 施設の省資源・省エネルギー化（運用、維持管理費の低減）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図り、維持管理を低減する。

また、運営に当たってボランティアが活動しやすい施設の整備や制度の創設を図る。

c. 環境と調和した施設等への転換

環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、ユニバーサルデザインに配慮した施設に転換する。

(4) 工事における社会的コストの低減

建設副産物対策の推進や環境への配慮による環境負荷の低減などを通して社会的なコストの低減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、リサイクル率等施策の特性に応じた指標で計測する。

a. 工事におけるリサイクルの推進

建設副産物等のリサイクル等を進めることにより、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り、社会的コストを低減する。

b. 工事における環境配慮

工事における環境配慮対策により環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減する。

(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減

各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、工事情報の電子化やインターネットによる電子メールの活用、建設業における情報通信技術（IT）の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等により、不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数など施策の特性に応じた指標で計測する。

a. 工事における規制改革

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト低減を図る。

b. 工事情報の電子化

工事情報や手続きの電子化等により工事の効率化を図るとともに、建設業における情報通信技術（IT）の利用を拡大し、長期的にコスト低減を図る。

c. 工事における新技術の活用

工事における新技術の活用により、長期的にコスト低減を図る。

(6) 事業の迅速化

事業を迅速化することにより、事業便益の早期発現を可能とし便益が増加することにつながり、便益の増加分に相当する費用を低減することになる。

また、事業の迅速化は、時間的効率性の向上を図ることとなり、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減となる。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、重点化の件数など施策の特性に応じた指標で計測するが、事業便益の早期発現の効果や事務経費等の軽減等を把握できるものについては、総合コスト縮減額を算定する。

a. 合意形成・協議・手続きの改善

事業が円滑にスタートできるように、各事業における構想段階から住民等の合意形成を図るための施策を導入・推進するとともに、時間がかかる要因となっている各種の協議・手続きについて関係部局が協力して迅速化・簡素化を図る。

b. 事業の重点化・集中化

事業の重点化・集中化を図り社会資本の効率的整備を推進するため、事業評価を厳格に実施し事業箇所を厳選するとともに、時間管理概念の導入を検討するなど徹底した事業の進捗管理を行う。

(7) 調達の最適化

発注単位の適正化や入札・契約の見直し、積算等の見直し等の調達の最適化を図ることにより、技術による競争民間技術の活用を促進するとともに積算価格の説明性・市場性の向上を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、各種入札方式の実施件数など施策の特性に応じた指標で計測するが、工事コスト縮減額が算定できる場合については、総合コスト縮減額を算定する。

a. 入札契約の見直し

民間の技術が一層発揮されるように、企業の技術力を適正に評価するとともに、技術提案を重視する調達方式を導入する。また、適正な発注ロット設定のための環境の整備、工事の平準化を推進するとともに電子調達を推進する。さらに、PFI等民間資金・能力を活用する社会資本整備・管理手法の導入を検討する。

b. 単価等の積算の見直し

積算価格の説明性・市場性の向上を図り、積算業務の省力化等を推進するとともに、新たな入札契約方式への対応等を図ることを目的とし、現行の積算手法の見直しを検討する。

別 紙

具体的取組み(手法)内容

		内 容
1		再評価を含め「市振興計画」及び「市建設計画」を検討する。
2		道路計画において、完全2車線化や広幅歩道にこだわらない1.5車線の規格運用の検討・試行を行う。
3		建設部で実施している「単独工事コスト縮減策」を、市単独事業の簡易工事に適用する。
4		図面の電子化(CAD)を推進する。
5		道路台帳を電子化し地籍データとの整合を図る。
6		概算設計書により発注の迅速化を図る。
7		占用復旧等で発生する路盤材をストックし他工事等で再利用する。
8		積算データを共有化し業務の迅速化を図る。
9		街路樹・緑地帯の里親制度を検討する。
10		技術・品質を含めた評価の新入札制度の検討・試行を行う。
11		入札・契約情報を共有化し発注の効率化を図る。
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		